資料1

北谷町における放課後の子どもの居場所について

北谷町の放課後の子どもの居場所全体像







校











子ども達自らが主体的に学業やよりよい学校生活を相互に協働して取り組むことや、その中で互いの違いや良さを認 め合い、心のつながりを感じることができ、「<mark>すべての子に居場所のある</mark>」学級や学校づくり (北谷町学びのプロジェクトより)

児童数(小学生) 2,073名 【平成29年5月1日現在】 SSW

(連携)



放課後児童 クラブ (学童) (293名)

留守家庭児童

放課後 子ども教室 (350名)

全

児

童

(連携)

(放課後子どもプラン)

児童館

全 児 童

地域未来塾

全 児 童 子どもの貧困対策支援員

ちーたん塾 エンカレッジ 美浜教室 (70名)

就学援助受給世帯

おひさまカフェ HOME会

概ね生活困窮世帯

(子どもの貧困対策)

子ども家庭課事業

社会教育課事業

教育と福祉の連携が必要な事業

(学習支援)

1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

本町における放課後児童クラブの 現状と課題

- (1) 施設数 ⇒ 公設 1か所 民間 5か所
- (2) 待機児童数 ⇒ 30人(平成30年度入所申込における待機人数)

⇒ 公設放課後児童クラブ(学童)の整備拡充

公設放課後児童クラブの整備が必要な理由

- (1) 小学校入学後に放課後子どもを預ける場所が不足(小1の壁)
- (2) 本町は受け皿のほとんどを民間施設が担っており、利用料金が高く、利用したくても利用できない潜在的待機児童が相当数いると見込まれる。公設の放課後児童クラブの拡充により利用料の低減と待機児童解消が必要。
 - ※放課後児童クラブ利用料金 公設8千円 民間1万2千円前後
- (3) 学校敷地内又は学校の近くへの整備により送迎が不用かつ安全に移動が可能。

整備に当たって検討を要する事項

- (1) どの小学校区に優先的に整備するべきか
- (2) どの公的施設を活用して整備するべきか(学校敷地内、児童館、公民館等)
- (3) どれだけの定員を確保するのか
- (4) 放課後子ども教室、地域未来塾等の利用ニーズの把握



ニーズの把握と教育委員会との十分な協議が必要

2 児 童 館

児童館概要	 (1) 施設数 ⇒ 公設 3か所(上勢桑江・宮城・北玉) (2) 対象者 ⇒ 児童とその保護者 (3) 利用料 ⇒ 無料 (4) 利用方法 ⇒ 児童館利用者登録届により登録し、児童館を利用するときは、児童館利用登録カードを窓口に出す。 (5) 開館時間 ⇒ 午前10時から午後6時 (6) 備 考 ⇒ 平成28年度より宮城児童館で放課後児童クラブを実施
目的	児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設であり、子どもに健全な遊びを提供して、その 心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする。
事業内容	(1) 児童の健全な遊びの場の提供(2) 児童の体力増進に関する指導(3) 児童のクラブ活動及びレクリェーションに関する指導(4) その他児童福祉法第40条の目的を達成するために必要な事業
1日平均利用人数	(1) 上勢桑江児童館(1日 平均利用人数 88 名) (2) 宮城児童館 (1日 平均利用人数 91名) (3) 北玉児童館 (1日 平均利用人数 127名)
成果	(1) 3か所の児童館で、1日平均利用人数が80名を超えており毎日多くの子ども達の居場所として機能している。(2) 放課後児童クラブを実施したことにより、職員が増えたため児童に対する対応が手厚く行える状況であり細かく対応ができている。(宮城児童館)(3) 子どもの育ちを考え、支えていくための連携として北玉小との連絡会を年に3回実施し、情報交換を行っている。(北玉児童館)
課題	(1) 「誰でも利用できる児童館!」であり続けるために、配慮を要する児童が増えている今、職員の資質向上と関係機関の連携が必要。(2) 配慮を要する児童について、学校等との連携がもっと密にできるとよいが、個人情報の関係で難しい。

学校との情報共有の方法について検討したい。